

景気悪化で滞納リスク上昇?  
税制改正「第二次納税義務の整備」

## 令和5年度の租税滞納状況(国税)

税金は納期限までに納付することが求められていますが、単に、納期限を過ぎただけのものは「未納」とされ、「滞納」とは区別されています。「滞納」とは、納期限を過ぎても納付されず、税務署から督促状が発付されたものを指しますから、納税していないことがより深刻化した状態であるものといえます。



近年、新型コロナや国際的な紛争、物価高騰や為替変動など、経済環境が大きく変化している中で、滞納の状況はどう変化しているのでしょうか。滞納は長期化すればするほど徴収は困難になります。国税の徴収エキスパート職員が早期解決のために尽力していますが、何よりも大切なのは、納税者一人ひとりが期限内納付を徹底することです。今回の「令和5年度租税滞納状況」を通じて、期限内納付の重要性を改めて感じていただければ幸いです。

## 1 令和5年度租税滞納状況の概要

## ① 新規発生滞納額：B

新規発生滞納額は7,997億円となっており、令和4年度と比較すると、802億円(11.1%)増加しました。ピーク時である平成4年度の1兆8,903億円の約4割となっています。



## ② 整理済額：C

整理済額は、7,670億円となっており、令和4年度と比較すると、566億円(+8.0%)増加しました。

## ③ 滞納整理中のものの額(滞納残高)：D

滞納整理中のものの額は9,276億円となっており、令和4年度と比較すると、328億円(+3.7%)増加しました。ピーク時である平成10年度の2兆8,149億円の約3割となっています。

【令和5年度租税滞納状況】

(単位：億円)

A 令和4年度末 滞納整理中のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D (A + B - C) 令和5年度末 滞納整理中のものの額 (次期繰越額)
(101.0%)  8,949	(111.1%)  7,997	(108.0%)  7,670	(103.7%)  9,276

出典：国税庁「令和5年度租税滞納状況の概要」

## ④ 滞納発生割合

滞納発生割合は1.0%でした。この割合は、徴収決定済額(申告などにより課税されたものの額)に対する新規発生滞納額の割合ですが、ここ10年は1.0%前後の低水準で推移しています。

## 2 納税しないとどうなる?



納期限を過ぎても納税しない場合、段階的に税務署はアクションを起こしてきます。

### ① 納期限の経過

納期限を過ぎても納付が無い場合、税務署は納税者に対してアクションを取る準備を始めます。まず、滞納を未然防止するため、督促状発送予定の方を対象とした「督促前納付指導」が行われます。

納期限を過ぎると、加算税や延滞税が賦課されます。

#### 【参考】延滞税の計算

(イ) 法定納期限の翌日から2か月を経過する日まで

原則として年「7.3パーセント」と「延滞税特例基準割合<sup>(※1)</sup>+1パーセント」のいずれか低い割合

※1…令和4年1月1日から令和6年12月31日までの期間は、年2.4パーセント  
令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間は、年2.5パーセント

(ロ) 法定納期限の翌日から2か月を経過した日以後

原則として年「14.6パーセント」と「延滞税特例基準割合<sup>(※2)</sup>+7.3パーセント」のいずれか低い割合

※2…令和4年1月1日から令和6年12月31日までの期間は、年8.7パーセント  
令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間は、年8.8パーセント

### ② 督促状の送付

納期限を過ぎても納税が無い場合は、納税者に督促状が送付されます。

### ③ 財産調査

督促状を受け取った後も納付をせず、税務署に納付相談もしないでいると、金融機関や取引先に対し、財産調査が行われます。財産調査では、居宅や事務所などの捜索が行われる場合があります。

### ④ 財産差押え

税務署に納付相談が無い、納付の約束が守られないなど、納付の意思が認められないような場合は、動産(貴金属等)、債権(売掛金・預金等)、不動産などの財産が差押さえられます。

### ⑤ 取立て・公売

差し押された債権の取立てや、入札・競り売りの方法による公売が実施されます。

売却事例	●自動車 … 見積価額 4,400,000円 落札価額 7,456,000円
	●腕時計 … 見積価額 1,015,000円 落札価額 2,406,000円

### ⑥ 滞納の税金に充当

取立てた債権や公売による売却代金が、滞納の税金に充当されます。

## 3 第二次納税義務の整備

法人が財産を散逸させて廃業する等により、納税義務を免れようとする事案が散見されています。このような事案では、税務調査や滞納処分を行う段階では、既にその法人の財産が残存しておらず、滞納となった国税の徴収が困難となってしまいます。そこで、令和6年度税制改正により、法人が不正行為によって国税を免れた場合、法人を支配する役員等に対しても第二次納税義務を課すことになりました。この改正は令和7年1月1日以降に適用されます。

対象となる法人は、株式会社、合資会社、合同会社です。第二次納税義務が課されるのは、「偽りその他不正の行

為により免れ、又は還付を受けた国税」のほか、本税に付随する附帯税についても対象となります。ただし、第二次納税義務には限度が設けられており、次の2つのいずれか低い額が限度となります。

- ① その偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた国税の額
- ② その偽りその他不正の行為があった時以後に、「その特定役員等が移転を受けた財産」及び「その特定役員等が移転した財産(通常の取引として移転したものを除く。)」の価額